

令和3年（ネ）第194号損害賠償請求控訴事件

控訴人控訴人1外5名

被控訴人国

意見陳述

2023年（令和5年）10月31日

札幌高等裁判所第3民事部3係御中

控訴人 5 番

控訴人 中 谷 衣 里

私は控訴人の中谷衣里です。

私は中谷のパートナーである控訴人の5番です。

結婚の自由をすべての人に訴訟の札幌高裁で裁判官の皆さんへ陳述できる機会は今回が最後となります。今日が最後の陳述ですので、どうか最後まで聞いていただけたらとても嬉しいです。

第1 2019年2月14日に札幌地裁に提訴をしてから4年7か月経ちました。私は2019年5月、27歳の時に両親へこの訴訟に臨んでいることを伝えました。その時両親はとても驚いていましたが、この訴訟が両親と私たちふたりの関係を解きほぐしていくきっかけになりました。あの時パワーポイントでプレゼン資料を作り、それを1枚ずつ見せながら説明したのを今でも覚えています。その中で私は、私自身のレズビアンというセクシュアリティをもうこれ以上「無い物」にしないでほしいこと、パートナーを紹介させてほしいことを伝えました。初めて両親にカムアウトした16歳の頃から11年が経った頃の出来事でした。

それから両親は沢山葛藤したでしょうが、私たちを無い物にしないでという願いを尊重しようと一生懸命コミュニケーションを取ってくれるようになりました。先月は「遅れてごめんね」と、パートナーシップ宣誓制度登録のお祝いをくれました。また、私の兄弟とその配偶者を含めて兄弟で集まる機会を作ろうという話もしました。「私のセクシュアリティを無い物にしない」という言葉をちゃんと体現してくれました。今日、傍聴席で私の母は意見陳述を聞いてくれています。次は国の番です。もうこれ以上、私たち同性カップルを制度の外に追いやって、この社会に居ない者にはしないでください。

第2 この陳述を行うにあたり、訴訟と共に生きた4年7か月を振り返りながらえりと人権について考えました。今を生きる私たち同性カップルの人権は、まるで点いたり消えたりする灯のようなものだと思います。

例えば、2人が家族であることの証明です。続々と地方自治体がそれぞれの自治体独自に作ったルールを基に、戸籍の性を同じくする同性同士の2人を家族として認めるパートナーシップ制度を導入しています。自治体主導の取り組みは確かに私たちを家族と認めてくれる画期的なものですが、それはあくまでも導入している自治体に限ったものです。住む場所が少し変わるだけで私たちは完璧な赤の他人になってしまいます。そもそも、パートナーシップ制度は法的効力を持たない弱弱しい灯です。

例えば、職場はどうでしょうか。ほとんどの企業では、同性のパートナーと暮らす従業員は、配偶者がいる従業員とは認められません。パートナーのえりは実際に、24歳の時勤めていた会社で、札幌から東京への転勤を命じられましたが、日本で同性婚が認められていないので配偶者或いは婚約者とはみなされず、2人での社宅への入居が認められませんでした。

もし、明日えりが死んでしまって、私が葬儀に出るときに自分の勤めている会社が私とえりの関係をどう判断するんだろう？と想像することがあります。事実婚で

あれ、異性同士のふたりであれば、慶弔休暇を取れたり会社から弔慰金が出るはず
です。異性同士の夫婦と何も変わらない生活を送っているのに、私たちは同性同士
というだけでこのような特別な休暇は貰えないかもしれません。上司が良かれと思
って「有給を使って休んだらいいよ」と言ったら、怒りや悲しみが爆発してしまう
だろうと思います。

教育の場も同じく、同性同士で生きるふたりが教育の場で登場することはほとん
どありません。子どもの周囲にいる教員や保護者などの大人を見回しても、同性同
士で生きるふたりはほとんど見当たりません。学校教育の場で多様な性について取
り上げるのはごく一部の学校です。

このように、私たちが住む場所、働く場所、教育を受ける場所によって、私たち
が私たちとして生きられる、そんな人権が点いたり消えたりする社会のままで良い
のでしょうか？どうか、この訴訟を通して、私たち同性カップルにも人権の灯がと
もり続ける社会にしてほしいと願っています。同性同士の婚姻が認められる社会の
実現に向けた大きな力になるのは、この司法の判断であることは間違いありません。

第3 これが最後の陳述です。私たち同性カップルが結婚するかしないか選択でき
る権利が守られながら、この後の数十年間という人生を2人で希望を持って生きた
いのです。日本で暮らす同性同士の2人が、どこに住んでいても平等に使える結婚
という社会保障が認められる国になるよう、司法の賢明な判断をお願いします。

以上